

公募型プロポーザル実施要領

1. 業務の目的

伊良波中学校は、昭和61年度に豊見城中学校の分離新設校として開校し、校舎・屋内運動場・武道場・その他付帯施設は建設から約40年が経過しようとしており、令和2年度に策定した「豊見城立学校施設長寿命化計画」において、躯体の健全性（圧縮強度、中性化深さ）の簡易調査結果では長寿命化を図るべきであるとしている。

また、令和6年度に伊良波中学校の分離新設校として豊崎中学校が開校したため、学級数が約半数になるなど、学校運営に関する大きな環境の変化がある。

上記の背景のもと、本業務は、構造体の劣化対策やライフラインの更新などにより建物の耐久性を高めるとともに、省エネルギー化や多様な学習内容、学習形態により活動が可能となる環境の提供、現代の社会的要請に応じた学校施設の長寿命化を図り、今後30年以上の使用を見据えた学校施設へとリニューアルを行うため、基本計画・基本設計を策定するものである。

2. 業務の概要

- (1) 業務名：伊良波中学校長寿命化基本計画・基本設計業務委託
- (2) 履行期間：契約締結日の翌日から令和8年3月19日まで
- (3) 業務内容：別添の『基本計画・基本設計業務仕様書（以下、業務仕様書という）』による

3. 公募型プロポーザル実施の目的

本業務の性質は、業務仕様書のみでは表現できないような設計に関する様々な課題が内在していると考えている。また、沖縄県内の学校施設長寿命化に関する設計の事例が少ないことや、長寿命化改修に関する基本計画や基本設計の積算基準が定められていないことから、価格のみによる競争入札ではなく、「実績（経験値）、技術力、マネジメント力、取組み意欲など」を総合的に評価し、最適な「設計者」を選定する必要があるため、公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）を実施するものとする。

4. 見積限度額

見積限度額：77,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※この金額は技術提案書に添付する見積金額の上限額を示すものである。また、見積限度額を超過した見積書を提出した場合、失格とする。

※優先交渉権者に対して、技術提案書に基づく業務内容の調整により再度見積書の提出を求める場合がある。

5. 本プロポーザルの実施日程

下記の手続きは、以下のとおり実施し、各種提出期限は日時を厳守すること。

内 容	実施日程、提出期限	通知・連絡手段
①公募開始	令和7年4月9日（水）	市ホームページ掲載
②参加申込に関する質問書の提出期限	<u>令和7年4月16日（水）17時まで</u>	電子メール
③参加申込に関する質問書に対する回答	令和7年4月18日（金）16時予定	市ホームページ掲載
④参加表明書 <u>提出期限</u>	<u>令和7年4月23日（水）17時まで</u>	
⑤参加資格審査結果の通知	令和7年4月25日（金）16時予定	電子メール
⑥技術提案書等に関する質問書の提出期限	<u>令和7年5月1日（木）17時まで</u>	電子メール
⑦技術提案書等に関する質問書に対する回答	令和7年5月7日（水）16時予定	市ホームページ掲載
⑧技術提案書等の提出期限	<u>令和7年5月21日（水）17時まで</u>	
⑨書面審査結果 及び プレゼンテーション審査日 に関する案内の通知	令和7年5月23日（金）16時予定	電子メール
⑩プレゼンテーション審査日 （選定委員会開催日）	令和7年5月28日（水）午後予定	
⑪最終審査結果の通知	令和7年5月30日（金）16時予定	電子メール及び郵送
⑫契約締結（随意契約）	令和7年6月9日（月）予定	

※ ⑨～⑫の日程については、事務上の都合により変更する場合がある

※ ⑤、⑨の通知文書原本は⑩の時にまとめて郵送する

6. 参加資格要件

本プロポーザルに参加表明書を提出する者(以下「参加希望者」という。)は、下記（１）～（８）のすべての要件を満たすものであること。

< 補 足 説 明 >

- （１）の要件については、参加希望者が設計共同企業体の場合、構成員のうち1者で足りるものとする。
- （２）～（７）の要件については、参加希望者及び再委託予定者のすべての者が満たしている必要がある。
- 重複提案の禁止のため、当該、参加希望者（設計共同企業体の場合、各構成員）及び再委託予定者は他の参加希望者や再委託予定者となることはできない。ただし、『業務仕様書 第1章 4.（２）現地調査の①、③、④、⑤』のみの役割を担う再委託予定者はその限りではない。

- (1) 沖縄県内に本社、本店を有する者。かつ、「豊見城市建設工事等競争入札参加者資格及び指名基準等に関する規程第7条に規定する令和7・8年度の入札参加資格者名簿」に登録されている者で「建築関係コンサルタント」を希望業種として登録がある者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者。
- (3) 沖縄県又は豊見城市からの指名停止期間中でないこと。なお、募集開始日から優先交渉権者選定までに指名停止を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者。
- (5) 経営状態が著しく不健全であると認められる者に該当しないこと。
- (6) 各種法人税（国税、地方税）を滞納していないこと。
- (7) 豊見城市暴力団排除条例（平成23年9月28日条例18号）第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (8) 業務開始時点において、別添の『業務仕様書』に記載する資格要件に該当する管理技術者、各主任担当技術者を配置することができる者。また、本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行することを確約できる者。

7. 質問受付・回答

(1) 質問方法、提出方法

「参加申込に関する質問」と「技術提案書等に関する質問」について、それぞれ提出期限を設定し、提出回数の制限は設けず受付ける。質問書<様式8>を作成のうえ、電子メールにより提出すること。また、送信メールを事務局が受信したことを必ず電話で確認すること。

また、提出の際は、PDF形式及びExcelデータ形式にて提出すること。

(2) 提出先

事務局メールアドレス：gakkoushisetsu@city.tomigusuku.lg.jp

(3) 回答方法

受付けた質問に対する回答については、質問者匿名にて豊見城市ホームページ上で質問内容及び回答内容を掲載する。

8. 参加申込の受付

本プロポーザルに参加を希望する者は、下記のとおり書類一式を提出すること。

(1) 提出方法等

① 提出方法：持参または書留郵送

※電子メールまたはFAXによるものは受け付けない

※書留郵送の場合は令和7年4月23日 必着とする

② 提出場所：〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1
豊見城市教育委員会 教育部 学校施設課 担当者宛て

③ 提出部数：原本1部

④ 綴り方：左上をホッチキス止め、クリアファイルに収め提出

(2) 提出書類（別添の『公募型プロポーザル 様式集』による）

① 参加表明書 <様式1> ※両面印刷

② 参加資格要件確認表 <様式2>

③ 管理技術者及び各主任担当技術者の資格要件に関する各資格証の写し

④ 設計共同企業体協定書 ※必要に応じて

9. 参加資格の審査結果通知

提出書類の不備等や、参加資格要件について事務局が審査を行い、その審査結果を市が参加希望者に電子メールで通知する。

10. 参加の辞退

本プロポーザルの参加申込を行ったが、参加希望者の都合により辞退を希望する場合、下記の書類を提出すること。

(1) 提出に関すること

① 提出書類：参加辞退届<様式9> 別添の『公募型プロポーザル 様式集』による

② 提出期限：令和7年5月20日（火）17時まで

③ 提出先：事務局メールアドレス宛

※送信メールを事務局が受信したことを必ず電話で確認すること

(2) その他

辞退する場合、本市に対して今後不利な扱いを受けることはない。

11. 技術提案書等の提出

参加資格審査結果の通知の結果、技術提案等の提出を求められた者は、に基づき書類一式を提出すること。

(1) 提出に関すること

別添の『技術提案書作成要領』及び『業務仕様書』による

(2) 現地見学会

本プロポーザルは具体的な設計案を求めるものではないので、現地見学会は実施しない。

※個別で学校と調整し、内部の見学を行うことを禁止する

※学校の敷地外より見学する場合は、迷惑駐車を行わないようにすること

(3) その他

提出された技術提案等は公表しない

12. 評価基準

提出された技術提案書等に対して、以下の項目を評価する。詳細な評価基準や配点については添付資料の『評価基準一覧表』による。

< 評価点：100点（30点+50点+20点） >

以下、評価各項目の配点

< 各技術者の実績 及び 実施体制（配点：30点） >

- (1) 配点6点 管理技術者：総合マネジメント実績
- (2) 配点6点 主任担当技術者（総合）：学校施設の設計等に関する実績
- (3) 配点3点 管理技術者または主任担当技術者（総合）：執務並行改修の設計等に関する実績
- (4) 配点3点 主任担当技術者（構造）：長寿命化改修等の設計等に関する実績
- (5) 配点3点 主任担当技術者（電気設備）：学校施設の設計等に関する実績
- (6) 配点3点 主任担当技術者（機械設備）：学校施設の設計等に関する実績
- (7) 配点6点 業務実施体制：設計共同企業体や再委託予定者も含めた総合力（チームワーク）

< 提案者の技術力等（配点：50点） >

- (8) 配点10点 業務工程マネジメント能力：企画力、分析力、判断力、調整力 など
- (9) 配点10点 概算事業費マネジメント能力：業務知識、情報処理力、情報収集力 など
- (10) 配点10点 設計テーマ：提案者が最も重視したい設計テーマの内容
- (11) 配点10点 提案者のアピールポイント：提案者の「強み」の内容
- (12) プレゼン技術：創造力、表現力、情報処理力、論理的思考力 など

< その他（配点：20点） >

- (13) 配点10点 業務取組意欲：責任感、積極性 など
- (14) 配点10点 見積書の金額（税込）

13. 書面審査（1次審査）及び結果通知

提出書類の不備等や、「11. 評価基準（13）を除く項目」の評価を事務局が厳正に審査し、評価点の合計点数を高い順で上位5者を選定し、プレゼンテーション審査日に関する案内について電子メールで通知する。また、書面審査結果については、全提案者に電子メールで通知する。

14. プレゼンテーション審査（2次審査）

プレゼンテーション審査日に関する案内の通知を受け取った者は、次のとおりプレゼンテーションを行い、選定委員会の審査を受けるものとする。

- (1) 日時：令和7年5月28日（水）予定 ※案内通知により正式に案内する
- (2) 会場：豊見城市役所 ※会議室名や控室は案内通知による
- (3) 参加人数

プレゼンテーション参加人数は最大5人までとし、管理技術者及び主任担当技術者（総合）は必ず参加しなければならない。

(4) プレゼンテーションの時間

プレゼンテーションの時間は1者あたり30分以内とする。

(時間配分：準備2分程度、説明10分以内、質疑応答15分程度、審査員の評価3分程度)

(5) プレゼンテーションで利用できる機器等

本市にてプロジェクター（HDMI端子）及びスクリーン、延長コード、レーザーポインターを用意する。ノートパソコンや接続ケーブルは提案者が必要に応じて用意すること。

また、プレゼンテーション時に紙媒体による追加資料を提出することは認めない。

(6) 評価審査者

本市が設置した「伊良波中学校長寿命化基本計画・基本設計業務委託優先交渉権者選定委員会（以下、選定委員会という）」の各委員がそれぞれ、本実施要領「11. 評価基準」にもとづき、厳正に評価し審査する。また、委員構成については非公開事項となるため、質問書による質問は受付ない。

15. 優先交渉権者の選定

優先交渉権者の選定方法については、以下のとおり選定するものとする。

- (1) 各委員が提案者ごとに評価点をつけ、その合計点が高い順に順位をつける。候補者の選定は、順位を第1位とした委員の数が最も多い者を優先交渉権者に選定するものとする。
- (2) 順位を第1位とした委員の数が同数の提案者が2者以上ある場合は、当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る評価点の合計点数が最も多い者を優先交渉権者とする。
- (3) 当該提案者の順位を第1位とした委員の当該提案者に係る採点の合計点数が同点の場合は、委員長が当該提案者の代理者として指名した委員にそれぞれにくじを引かせて優先交渉権者を定めるものとする。
- (4) 提案者が1者の場合、プレゼンテーション実施後、各委員の審査及び合意をもって優先交渉権者とすることができる。ただし、評価点の平均点（合計点を委員数で除した点数）が60点以下の場合、優先交渉権者に選定できないこととする。

16. 最終審査結果の通知・公表

最終審査結果については、優先交渉権者の選定後、プレゼンテーション審査に参加した各者に電子メールで通知するとともに、通知文書原本を郵送する。

また、市のホームページで、優先交渉権者名及び評価結果表を公表する。ただし、優先交渉権者を除く提案者や選定委員会の委員が特定されるような情報は公表しない。公表の時期は優先交渉権者と契約を締結した後に速やかに行うものとする。

17. 契約の締結等

- (1) 優先交渉権者と契約に係る内容の確認及び協議を行い、随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）を締結する。

技術提案書等で業務仕様書に対する追記・補完の業務内容の提案があった場合、協議により、「業務仕様書 第1章 6.その他 (2)」の項目を修正するが、原則として見積額の変更は行わないため、その業務内容を含む見積書を提出すること。

また、追記・補完の業務内容が不要であると判断した場合、技術提案書等で提出した見積額を減額する場合があります、再度、見積書の提出を求めるものとする。

(2) 契約締結前に「建築設計業務委託契約書 契約約款 第4条」にもとづき契約の保証を付さなければならない。

(3) 契約締結前に提出する必要がある書類は下記の書類とする。

① 契約の保証に関する書類

※豊見城市契約規則 第30条 第1項 第3号または第10号により契約保証金の免除を求め
るものは「地方公共団体等契約状況確認書 (任意様式)」を作成し、根拠資料 (契約書の写
しなど) を添付し提出する。また、設計共同企業体の場合、当該設計共同企業体の実績では
なく、それぞれの構成員の実施を市が総合的に判断する (再委託予定者は提出不要)

② 課税事業者届出書または、免税事業者届出書 (任意様式)

※設計共同企業体の場合はそれぞれの構成員が提出する (再委託予定者は提出不要)

また、豊見城市の入札参加資格者名簿に登録が無い設計共同企業体の構成員は下記の書類を提出する必要がある。(再委託予定者は提出不要)

③ 現在事項全部証明書

④ 印鑑証明書

⑤ 市税の完納証明書 ※豊見城市に本社、支店又は営業所を有する事業者のみ

⑥ 県税の納税証明書

⑦ 国税の納税証明書

(4) 優先交渉権者と契約に至らない場合、評価点の合計 (優先交渉権者を除く) が次点 (上位第2位) の提案者と契約締結に向けた協議を行い、上記 (1) (2) を経て本契約を締結する。

18. 失格事項

提案者が、次のいずれかに該当する場合、失格となる。

(1) 本実施要領に定める参加資格の要件を満たしていない場合

(2) 提出期限までに全ての必要提出書類の提出を満たしていない場合

(3) 本実施要領、業務仕様書、技術提案書作成要領等に定める事項に違反した場合

(4) 提出書類に虚偽の記載が判明した場合

(5) 本実施要領に定める方法以外で、事務局の職員、選定委員会の委員に対して、本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合

(6) その他、公平な競争の妨げになる行為、事実があったと判断した場合

(7) 本実施要領に定める見積上限額を超えた見積書を提出した場合

19. その他

- (1) 本プロポーザルに係る提出書類の返却には応じない
- (2) 本プロポーザルに係る提出書類について提出後の差替えは認めない
- (3) 本プロポーザルの参加に要する費用は全て参加者が負担する
- (4) 提案された配置予定の各技術者は原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を求める場合、市と協議のうえ決定する
- (5) 本件に係る情報公開請求があった場合、豊見城市情報公開条例に基づき、非公開とするべき部分を除き公開する場合がある
- (6) 提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本プロポーザル手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、提出書類の複製等を行う場合がある
- (7) 本プロポーザルに関する異議申し立ては、正当な理由が無い限り受理しない
- (8) 本実施要領に定めのない事項は、事務局及び選定委員会で定める

【事務局（問合せ先及び書類提出先）】

所在地：〒901-0292 沖縄県豊見城市宜保一丁目1番地1

部署名：豊見城市教育委員会 教育部 学校施設課

担当者氏名：竹野 智晃

電話番号：098-850-0354 F A X：098-856-3018

M a i l：gakkoushitsu@city.tomigusuku.lg.jp